

放送を取り巻く現状と課題 参考資料（放送制度関係）

令和 8 年 5 月 26 日
総 務 省
情 報 流 通 行 政 局

1. 放送法の諸規律

目次

第一章 総則

第二章 放送番組の編集等に関する通則

第三章 日本放送協会

第四章 放送大学学園

第五章 基幹放送

第六章 一般放送

第七章 有料放送

第八章 認定放送持株会社

第九章 放送番組センター

第十章 雑則

第十一章 罰則

附則

【第1章】目的と定義

【第2章】番組編集

- 番組編集の自由
- 番組編集の規律

【第3章】NHK

- 業務
 - 組織
 - 受信料
 - 財務及び会計
- 等

【第5・6章】放送の種類ごとの規律

- 基幹放送の規律
- 一般放送の規律

総則

(目的及び定義)

（目的）

第一条 この法律は、次に掲げる原則に従つて、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。

- 一 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。
- 二 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。
- 三 放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。

判例 最高裁平成29年12月6日大法院判決

- 放送は、憲法21条が規定する表現の自由の保障の下で、国民の知る権利を実質的に充足し、健全な民主主義の発達に寄与するものとして、国民に広く普及されるべきもの。
- 放送法が、「放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること」、「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること」及び「放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること」という原則に従つて、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的として（1条）制定されたのは、上記のような放送の意義を反映したものにほかならない。

備考

条文中に「民主主義」という用語を用いている法律は、「放送法」、「文字・活字文化振興法」及び「公文書等の管理に関する法律」の3例のみ。

「放送」の定義（第2条）

（定義）

第二条 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一 「放送」とは、公衆によつて直接受信されることを目的とする電気通信（…中略…）の送信（…中略…）をいう。

二～三十四 （略）

用語の解説

「公衆」…不特定多数の者

「直接」…送信者と受信者の間の第三者が介在しない形態

※受信者の要求に応じて情報がその都度送信されるもの（インターネット配信）は放送に該当しない。

放送と通信の基本的性格の比較

	放送	通信
基本的性格	・ 1 対多 ・ 片方向（事業者→視聴者） ・ 社会的（ソーシャル、パブリック） ・ 社会への影響力が大きい	・ 1 対 1 ・ 双方向 ・ 個人的（パーソナル）
事業者の責務	番組編集の自由を有するが、自らの放送する番組内容に責任を有する。	自らが取り扱う通信の中身に立ち入ってはならない。
憲法の関連条文	（日本国憲法 第21条第1項） 集会、結社及び言論、出版その他一切の <u>表現の自由</u> は、これを保障する。	（日本国憲法 第21条第2項） 検閲は、これをしてはならない。 <u>通信の秘密</u> は、これを侵してはならない。

放送法逐条解説（令和2年）

平成22年改正により、放送法、旧有線テレビジョン放送法、旧電気通信役務利用放送法及び旧有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律が本法に統合されたため、放送の定義もこれらの法律における各種形態の放送を全て合わせたものとされた。

インターネットでの公然性を有する情報の送信は、現在は概ね、情報を受信者からの要求に応じて送信するものであり、放送に該当せず、平成22年改正においても、この点は変更されていない。

その理由は、次のとおりである。

- ① 映像・音声等の情報を不特定多数の者に届けるために同時かつ一斉に送信する放送は、その送信形態から社会的影響力が大きいものであり、特に無線の放送については有限希少な周波数を用いるものであること等を踏まえ、従来から「放送」として特別に規律されてきた。
- ② 放送のこのような特徴は今後も変わらないことから、平成22年改正においても、引き続きこれを本法の規律の対象とすることとされた。
- ③ 他方、インターネットによる一斉同報等の放送に類似した通信を放送とともに規律の対象とすることについては、未だ国民のコンセンサスが得られているとは考えられていない。

電波法放送法及電波監理委員会設置法詳解（昭和25年）

放送は、電波の特質を利用して迅速に、同時に而も広範にそして直接耳から生々しい印象を与えるので他の報道機関、言論機関、娯楽機関とは異なった強い影響力と大衆性をもつのである。此の大きな社会力がどういう風に使われるとき公共の福祉に適し社会の発展に寄与するかは重大な問題であって放送法では放送による表現の自由を確保することとし、そのため放送の不偏不党、真実及び自律を保障することを強く要請しているのである。

番組編集

第1条【目的】

- ◆次に掲げる原則に従って、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ること。
 - 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。
 - 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること。
 - 放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。

第3条【番組編集の自由】

- ◆放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。

第4条第1項【番組準則】

- 公安及び善良な風俗を害しないこと
- 政治的に公平であること
- 報道は事実をまげないですること
- 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること

第5条【番組基準の策定】

- 放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じて放送番組の編集の基準を定め、これに従って放送番組の編集をしなければならない。

第6条【番組審議機関の設置】

- 放送番組の適正を図るため、放送番組審議機関を置くものとする。

参 考：放送倫理・番組向上機構（BPO）

平成15年7月、NHKと民放連は、放送への苦情や放送倫理上の問題に対し、自主的に、独立した第三者の立場から迅速・的確に対応し、正確な放送と放送倫理の高揚に寄与することを目的に、「放送倫理・番組向上機構（BPO）」を共同で設立。BPOは放送法に基づく機関ではなく、放送事業者の自主的な取組により設立されたもの。

運営体制

理事長：大日向 雅美氏
（恵泉女学園大学学長）

理事9名（NHK3名、民放連3名、外部3名）、監事2名（NHK1名、民放連1名）、評議員6名

放送倫理検証委員会

- 放送倫理を高め、放送番組の質を向上させるための審理又は審議を行う。

- 虚偽の放送が行われた疑いがある場合は、調査・審理して「勧告」、「見解」等を公表。

放送と人権等権利に関する委員会

- 放送による人権侵害の被害を救済するため、苦情申立人と放送局とが相容れない状況にある苦情を審理する。

- 「勧告」又は「見解」を公表。

放送と青少年に関する委員会

- 青少年に対する放送番組に関する視聴者意見を基に審議する。

- 「見解」等や審議の内容、視聴者意見等を放送事業者へ通知し、公表。

（放送番組編集の自由）

第三条 放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。

（国内放送等の放送番組の編集等）

第四条 放送事業者は、国内放送（略）の放送番組の編集に当たっては、次の各号の定めるところによらなければならない。

- 一 公安及び善良な風俗を害しないこと。
- 二 政治的に公平であること。
- 三 報道は事実をまげないですること。
- 四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。

2 放送事業者は、テレビジョン放送による国内放送等の放送番組の編集に当たっては、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像を視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聴くことができる放送番組及び音声その他の音響を聴覚障害者に対して説明するための文字又は図形を見ることができる放送番組をできる限り多く設けるようにしなければならない。

（番組基準）

第五条 放送事業者は、放送番組の種別（教養番組、教育番組、報道番組、娯楽番組等の区分をいう。以下同じ。）及び放送の対象とする者に応じて放送番組の編集の基準（略）を定め、これに従って放送番組の編集をしなければならない。

2 放送事業者は、国内放送等について前項の規定により番組基準を定めた場合には、総務省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。これを変更した場合も、同様とする。

（放送番組審議機関）

第六条 放送事業者は、放送番組の適正を図るため、放送番組審議機関（略）を置くものとする。

2 審議機関は、放送事業者の諮問に応じ、放送番組の適正を図るため必要な事項を審議するほか、これに関し、放送事業者に対して意見を述べることができる。

3～5 （略）

6 放送事業者は、審議機関からの答申又は意見を放送番組に反映させるようにするため審議機関の機能の活用
に努めるとともに、総務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を公表しなければならない。一・二
（略）

第七条 放送事業者の審議機関は、委員七人（テレビジョン放送による基幹放送を行う放送事業者以外の放送事業者の審議機関にあつては、総務省令で定める七人未満の員数）以上をもつて組織する。

2 放送事業者の審議機関の委員は、学識経験を有する者のうちから、当該放送事業者が委嘱する。

3 二以上の放送事業者は、次に掲げる要件のいずれをも満たす場合には、共同して審議機関を置くことができる。
（以下略）

（番組基準等の規定の適用除外）

第八条 前三条の規定は、経済市況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項その他総務省令で定める事項のみを放送事項とする放送又は臨時かつ一時の目的（総務省令で定めるものに限る。）のための放送を専ら行う放送事業者には、適用しない。

（訂正放送等）

第九条 放送事業者が真実でない事項の放送をしたという理由によつて、その放送により権利の侵害を受けた本人又はその直接関係人から、放送のあつた日から三箇月以内に請求があつたときは、放送事業者は、遅滞なくその放送をした事項が真実でないかどうかを調査して、その真実でないことが判明したときは、判明した日から二日以内に、その放送をした放送設備と同等の放送設備により、相当の方法で、訂正又は取消しの放送をしなければならない。

2 放送事業者がその放送について真実でない事項を発見したときも、前項と同様とする。

3 （略）

（放送番組の保存）

第十条 放送事業者は、当該放送番組の放送後三箇月間（前条第一項の規定による訂正又は取消しの放送の請求があつた放送について、その請求に係る事案が三箇月を超えて継続する場合は、六箇月を超えない範囲内において当該事案が継続する期間）は、政令で定めるところにより、放送番組の内容を放送後において審議機関又は同条の規定による訂正若しくは取消しの放送の関係者が視聴その他の方法により確認することができるように放送番組を保存しなければならない。

（再放送）

第十一条 放送事業者は、他の放送事業者の同意を得なければ、その放送を受信し、その再放送をしてはならない。

（広告放送の識別のための措置）

第十二条 放送事業者は、対価を得て広告放送を行う場合には、その放送を受信する者がその放送が広告放送であることを明らかに識別することができるようにしなければならない。

NHK

民放とNHKとの二元体制

13

項 目	民 放	NHK ※左記に加えて下記の法的要請がある。
目 的	【第1条】 放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図る ① 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障 ② 放送の不偏不党、真実及び自律を保障、放送による表現の自由を確保 ③ 放送が健全な民主主義の発達に資するようにする	【第15条】 ① あまねく日本全国において受信可能とする ② 豊かで、かつ、良い放送番組を提供する ③ 放送番組及び番組関連情報の配信 ④ 放送及びその受信の進歩発達に必要な技術開発 ⑤ 国際放送及び協会国際衛星放送を行う
普及義務	【第92条】 ① 放送対象地域において、基幹放送があまねく受信できるようにする努力義務 ② やむを得ず中継局を廃止する場合に、視聴継続措置を講ずる努力義務	【第20条第5項】 AMとFMのいずれか及びテレビ放送の全国あまねく受信措置義務 【第20条第6項・第7項】 他の地上基幹放送事業者等が第92条の責務にのっとり講ずる措置の円滑な実施への協力義務
番組準則	【第4条第1項】 国内放送等の放送番組の編集に当たっての義務 ① 公安及び善良な風俗を害しない ② 政治的公平 ③ 報道は事実をまげない ④ できるだけ多くの角度から論点を明らかにする	【第81条第1項】 ① 公衆の要望を満たすとともに文化水準の向上に寄与する努力義務 ② 全国向け放送番組のほか、地方向け放送番組を有するようにする義務 ③ 我が国の過去の優れた文化の保存並びに新たな文化の育成及び普及に役立つようにする義務
番組調和原則	【第106条第1項】 テレビジョン放送による国内基幹放送の放送番組の編集に当たり、特別な事業計画によるものを除くほか、放送番組の相互の間の調和を保つ義務	NHKのラジオ放送については第81条3項により第106条第1項を準用 ※NHKのテレビジョン放送については同左
番組基準	【第5条第1項】 放送番組の編集の基準を定め、放送番組を編集する義務	同左
放送番組審議機関	【第6条第1項】 放送番組審議機関の設置	【第82条第1項】 中央放送番組審議会、地方放送番組審議会、国際放送番組審議会の設置
番組種別の報告・公表	【第107条による第6条の読み替え】 番組調和原則の適用を受ける基幹放送事業者につき、その放送番組の種別及び放送番組の種別ごとの放送時間を番組審議機関に報告・公表	NHKのラジオ放送については第81条3項により第107条を準用 ※NHKのテレビジョン放送については同左
放送番組の保存	【第10条】 放送後に審議機関等が確認することができるように放送番組を保存する義務	同左
災害放送	【第108条】 災害による被害を軽減するために役立つ放送をする義務	同左
配信	—	【第20条第1項第3号～第5号】 同時配信、見逃し・聞き逃し配信及び番組関連情報の配信はNHK必須業務 【第20条の3第11項】 他の放送事業者が実施する必要的配信業務に相当する業務の円滑な実施に必要な協力をするNHKの努力義務。

難視聴解消措置及び視聴継続措置

（業務）

第二十条 （略）

2～5 （略）

6 協会は、第一項第一号の業務を行うに当たっては、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、他の特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者（電波法の規定により衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許を受けた者を除く。次項において同じ。）が**第九十二条の責務※1、2にのっとり講ずる措置の円滑な実施**に必要な協力をしなければならない。

7 協会は、他の特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者から、前項の協力の具体的な内容に関する協議の求めがあつたときは、正当な理由がある場合を除き、当該協議に応じなければならない。

8～13 （略）

※1 放送対象地域において基幹放送があまねく受信できるように努めること

※2 中継地上基幹放送局をやむを得ず廃止するときに基幹放送を受信することができなくなる地域において放送番組を引き続き視聴することができるようにするための措置を講ずること

視聴覚障害者向け放送

（業務）

第二十条 （略）

2～7 （略）

8 協会は、第一項第一号又は第二号の業務を行うに当たっては、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、他の放送事業者が**第四条第二項の責務※3にのっとり講ずる措置の円滑な実施**に必要な協力をするよう努めなければならない。

9～13 （略）

※3 静止し、又は移動する事物の瞬間的影像を視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聴くことができる放送番組及び音声その他の音響を聴覚障害者に対して説明するための文字又は図形を見ることができる放送番組をできる限り多く設けること

必要的配信業務に相当する業務

（必要的配信業務の方法）

第二十条の三 （略）

2～10 （略）

11 協会は、必要的配信業務を行うに当たっては、他の放送事業者その他の事業者が実施する**必要的配信業務に相当する業務の円滑な実施**に必要な協力をするよう努めなければならない。この場合においては、これらの事業者が地方向けに実施する当該業務が地域固有の需要を満たすために重要な役割を果たすことに特に配慮しなければならない。

（目的）

第十五条 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送（…中略…）を行うとともに、放送番組及び番組関連情報の配信並びに放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする。

（業務）

第二十条 協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 次に掲げる放送による国内基幹放送（特定地上基幹放送局（…中略…）を用いて行われるものに限る。）を行うこと。

イ 中波放送

ロ 超短波放送

ハ テレビジョン放送

二 テレビジョン放送による国内基幹放送（…（中略）…衛星基幹放送に限る。）を行うこと。

三 協会が放送する全ての放送番組（…中略…）について、放送と同時に当該放送番組の配信を行うこと。

四 協会が放送した全ての放送番組について、放送の日から総務省令で定める期間が経過するまでの間、当該放送番組の配信を行うこと。

五 協会が放送する又は放送した放送番組の全部又は一部について、第二十条の四第一項に規定する業務規程に定めるところに従い、番組関連情報の配信を行うこと。

六 （略）

七 邦人向け国際放送及び外国人向け国際放送を行うこと。

八 邦人向け協会国際衛星放送及び外国人向け協会国際衛星放送を行うこと。

2 協会は、前項の業務のほか、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一 （略）

二 協会が放送した放送番組（放送の日から前項第四号の総務省令で定める期間が経過したものに限る。）の配信を行うこと。

三～九 （略）

3 （略）

4 協会は、前三項の業務を行うに当たっては、営利を目的としてはならない。

5 協会は、中波放送と超短波放送とのいずれか及びテレビジョン放送がそれぞれあまねく全国において受信できるように措置をしなければならない。

6～13 （略）

（受信契約及び受信料）

第六十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、認可契約条項で定めるところにより、協会と受信契約を締結しなければならない。

一 特定受信設備を設置した者

二 特定必要的配信の受信を開始した者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、協会との受信契約の締結を要しない。

一 住居内設置等を行つた者のうち、次のいずれかに該当するもの

イ 他の住居内設置等について既に前項の規定により受信契約を締結している者

ロ 当該者と住居等及び生計を共にする者が他の住居内設置等について既に前項の規定により受信契約を締結している者

二 その他前項の規定による受信契約の締結をする必要がない者として認可契約条項で定める者

3～7 （略）

8 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 （略）

三 特定受信設備 協会の放送を受信することのできる受信設備であつて次に掲げるもの以外のもの

イ 放送の受信を目的としない受信設備

ロ ラジオ放送又は多重放送に限り受信することのできる受信設備

四～六 （略）

判例 最高裁平成29年12月6日大法院判決

- NHKの事業運営の財源を受信料によって賄う仕組みは、特定の個人、団体又は国家機関等から財政面での支配や影響がNHKに及ばないようにし、現実にはNHKの放送を受信するか否かを問わず、受信設備を設置することによりNHKの放送を受信することのできる環境にある者に広く公平に負担を求めることによって、NHKがそれらの者ら全体により支えられる事業体であるべきことを示すもの。

放送の種類ごとの規律

放送対象地域概念

放送対象地域とは、同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域（放送法第91条第2項第2号）のことであり、その地域の自然的、経済的、社会的、文化的諸事情や周波数の効率的利用を考慮して、基幹放送普及計画において規定（放送法第91条第3項）。

放送対象地域の効果

(1) 放送対象地域ごとに放送系の数の目標を設定

基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るため、基幹放送普及計画において、放送対象地域ごとに普及させる放送系の数の目標を設定。

(2) 放送対象地域内では、難視聴解消の義務又は努力義務

基幹放送事業者は、放送対象地域内で、当該基幹放送があまねく受信できるように努めることとされている。（NHKには、テレビジョン放送及び中波放送・超短波放送のいずれかが全国において受信できるように措置をすることが義務付け）

放送対象地域の例

(1) 規定の仕方

- ① 放送の主体（NHK、放送大学学園、民間基幹放送事業者）
- ② 放送の種類（テレビジョン放送、中波放送、超短波放送等）
等に基づき設定

(2) 具体例（地上テレビジョン放送）

① NHK

関東広域圏、関東広域圏にある県を除く各道府県

② 民間基幹放送事業者

広域圏：関東広域圏、近畿広域圏、中京広域圏

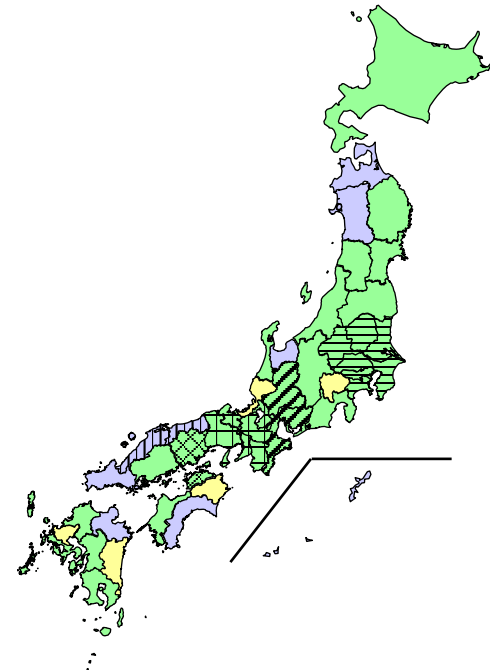
複数の県域：鳥取県及び島根県、岡山県及び香川県

その他：上記以外の各都道府県

【地上テレビジョン放送の事業者数】

	都道府県数
4事業者以上	33都道府県
3事業者	9県
2事業者以下	5県

	関東広域圏：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県各区域を併せた区域
	近畿広域圏：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県各区域を併せた区域
	中京広域圏：岐阜県、愛知県及び三重県各区域を併せた区域
	岡山県及び香川県の各区域を併せた区域
	鳥取県及び島根県の各区域を併せた区域



(参考) 民間地上基幹放送事業者の番組系列 (テレビジョン放送・127社)

19

	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	東京	群馬	栃木	茨城	埼玉	千葉	神奈川	新潟	長野	山梨	静岡	富山	石川	福井	愛知	岐阜	三重	大阪	滋賀	京都	奈良	兵庫	和歌山	鳥取	島根	岡山	香川	徳島	愛媛	高知	広島	山口	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄
フNN(28局)	北海道放送	青森テレビ	アイビーシー岩手放送	東北放送		テレビユー山形	テレビユー福島	TBSテレビ							新潟放送	信越放送	テレビ山梨	静岡放送	チューリップテレビ	北陸放送		CBCテレビ			毎日放送						山陰放送	山陽放送				あいテレビ	テレビ高知	中国放送	テレビ山口	RKB毎日放送		長崎放送	熊本放送	大分放送	宮崎放送	南日本放送	琉球放送
ZZZ(30局)	札幌テレビ放送	青森放送	テレビ岩手	宮城テレビ放送	秋田放送	山形放送	福島中央テレビ	日本テレビ放送網							テレビ新潟放送網	テレビ信州	山梨放送	静岡第一テレビ	北日本放送	テレビ金沢	福井放送	中京テレビ放送			読売テレビ放送						日本海テレビジョン放送	西日本放送		四国放送	南海放送	高知放送	広島テレビ放送	山口放送	福岡放送		長崎国際テレビ	熊本県民テレビ	テレビ大分	テレビ宮崎	鹿児島県民テレビ		
FZZ(28局)	北海道文化放送		岩手めんこいテレビ	仙台放送	秋田テレビ	さくらんぼテレビジョン	福島テレビ	フジテレビジョン							NST新潟総合テレビ	長野放送		テレビ静岡	富山テレビ放送	石川テレビ放送	福井テレビジョン放送	東海テレビ放送			関西テレビ放送						山陰中央テレビジョン放送	岡山放送			テレビ新広島	高知さんさんテレビ	テレビ愛媛	テレビ西日本	サガテレビ		テレビ熊本	テレビ大分	テレビ宮崎	鹿児島テレビ放送	沖縄テレビ放送		
AZZ(26局)	北海道テレビ放送	青森朝日放送	岩手朝日テレビ	東日本放送	秋田朝日放送	山形朝日放送	福島放送	テレビ朝日							新潟テレビ21	長野朝日放送		静岡朝日テレビ	北陸朝日放送	福井放送	名古屋テレビ放送			朝日放送テレビ							瀬戸内海放送			愛媛朝日テレビ	広島ホームテレビ	山口朝日放送	九州朝日放送		長崎文化放送	熊本朝日放送	大分朝日放送	テレビ宮崎	鹿児島朝日放送	琉球朝日放送			
TXN(6局)	テレビ北海道						テレビ東京														テレビ愛知		テレビ大阪								テレビせとうち																
その他(3局)							東京メトロポリタンテレビジョン	群馬テレビ	テレビ埼玉																																						

※ 赤字はラテ兼営社

フルネット局

クロスネット局

※ 令和8年4月

※ 赤字はラテ兼営社

クロスネット局
フルネット局

※ 令和8年4月1日時点

（業務）

第二十条 （略）

2～4 （略）

5 **協会は、中波放送と超短波放送とのいずれか及びテレビジョン放送がそれぞれあまねく全国において受信できるように措置**をしなければならない。

6 **協会は、第一項第一号の業務を行うに当たっては、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、他の特定地上基幹放送事業者（…中略…）が第九十二条の責務にのっとり講ずる措置の円滑な実施に必要な協力**をしなければならない。

7 協会は、他の特定地上基幹放送事業者（…中略…）から、前項の協力の具体的な内容に関する協議の求めがあつたときは、正当な理由がある場合を除き、当該協議に応じなければならない。

8～13 （略）

（基幹放送の受信等に係る事業者の責務）

第九十二条 特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者（…中略…）は、その基幹放送局を用いて行われる基幹放送に係る**放送対象地域において、当該基幹放送があまねく受信できるように努める**ものとする。

2 特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者は、地域の人口の著しい減少その他の理由により中継地上基幹放送局をやむを得ず廃止するときは、当該中継地上基幹放送局を用いた基幹放送を受信することができなくなる地域において、当該基幹放送に係る**放送番組を引き続き視聴することができるようにするための措置を講ずるように努める**ものとする。

（定義）

第二条 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一 （略）

二 「基幹放送」とは、電波法（…中略…）の規定により放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てられるものとされた周波数の電波を使用する放送をいう。

三 「一般放送」とは、基幹放送以外の放送をいう。

四～三十四 （略）

（基幹放送普及計画）

第九十一条 総務大臣は、基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るため、基幹放送普及計画を定め、これに基づき必要な措置を講ずるものとする。

2 基幹放送普及計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 （略）

二 協会の放送、学園の放送又はその他の放送の区分、国内放送、国際放送、中継国際放送、協会国際衛星放送又は内外放送の区分、中波放送、超短波放送、テレビジョン放送その他の放送の種類による区分その他の総務省令で定める基幹放送の区分ごとの同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域（以下「放送対象地域」という。）

三 放送対象地域ごとの放送系（…中略…）の数（…中略…）の目標

3～5 （略）

基幹放送と一般放送の比較

	基 幹 放 送	一 般 放 送
考え方	放送の社会的な役割の実現を <u>確実かつ適正に果たすために確保する枠組みに基づく無線の放送</u>	柔軟な周波数利用等を可能とすることにより放送の社会的な役割の実現を <u>市場原理に委ねる無線及び有線の放送</u>
制 度	<u>社会的役割が確実に果たされるように放送のための周波数を確保し、かつ、確保した周波数に応じてその放送の区分等を定めて社会的な役割が適正に果たされるように参入の際に必要な審査を行って業務を規律する制度</u>	社会的役割の確実性を担保するための周波数の確保や周波数に応じた放送の区分等を定めること等、その社会的役割に係る適正性を担保するための参入の際に必要な審査や業務の規律を不要とする制度

放送の参入に係る規律の概要

- 放送法においては、放送用として優先的に割り当てられた周波数を使用するものを「**基幹放送**」、それ以外の放送ものを「**一般放送**」とし、事業の様態や規模に応じた参入規律を設けている。

← **放送**（公衆によって直接受信されることを目的とする**電気通信**の送信）（放送法第2条第1号） →

基幹放送

「基幹放送」とは、電波法の規定により放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てられるものとされた周波数の電波を使用する放送をいう。（放送法第2条第2号）

- 地上基幹放送
（地上テレビ、AM、FM（コミュニティ放送を含む。）、短波）
 - ・ 特定地上基幹放送（HS一致免許の対象）
- 移動受信用地上基幹放送
- 衛星基幹放送（BS、東経110度CS）

一般放送

「一般放送」とは、基幹放送以外の放送をいう。（放送法第2条第3号）

一定規模以上

放送エリア：広い
視聴者への影響：大きい

- 有線一般放送
（有線テレビジョン放送等）
- 衛星一般放送
（東経124/128度CS、東経144度CS）

一定規模未満

放送エリア：狭い
視聴者への影響：小さい

- 有線一般放送
（（小規模な）有線テレビジョン放送等）
- 地上一般放送
（エリア放送）

参入
規律

HS分離※

HS一致

認定

（放送法第93条）

電波法上の免許

（電波法第7条）

登録

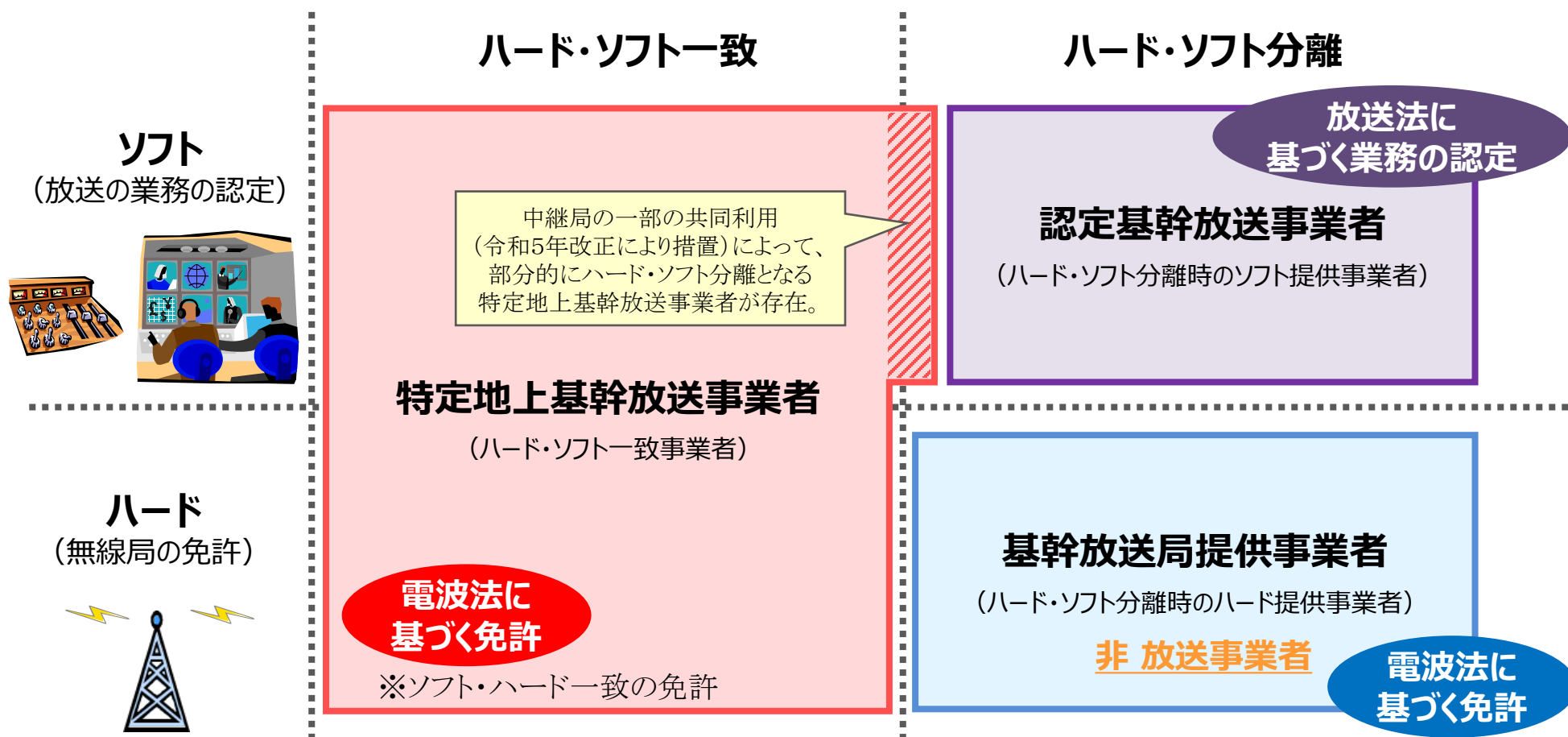
（放送法第126条）

届出

（放送法第133条）

※ ハード・ソフト分離のハード事業者は、「基幹放送局提供事業者」として、電気通信事業法の適用が除外された上で、放送法による特別な役務提供義務が課される。（電気通信事業法第2条、放送法第117条）

- 基幹放送について、電波法及び放送法は、ハード（無線局の設置・運用）とソフト（放送の業務）を一致させる（同一の事業者が行う）か、分離させる（別々の事業者が行う）か選択可能な制度となっている。
- 2026年5月現在、地上基幹放送については全てソフト・ハード一致（特定地上基幹放送事業者）であり、衛星基幹放送は全てソフト・ハード分離である。



		§ 91	基幹放送普及計画
		§ 92	あまねく受信、視聴継続措置
基幹放送	参入※	§ 93	認定
			マスメディア集中排除原則
			外資規制
		§ 95	開始・休止届
		§ 100	廃止届
	業務	§ 106	番組調和原則
		§ 108	災害放送
		§ 109	学校向け放送の広告制限
		§ 110	放送番組供給協定の制限
		§ 110の2	休止・廃止公表、視聴継続措置に係る公表
		§ 111	設備維持
		§ 113	重大事故報告
一般放送	参入	§ 126	登録
		§ 129	開始・休止届
		§ 133	届出
		§ 135	廃止届
	業務	§ 136	設備維持
		§ 137	重大事故報告
		§ 140	義務再放送
		§ 145	有線電気通信設備使用

※ハード・ソフト一致の特定地上基幹放送局を用いて行われるものについては、電波法による無線局免許

（定義）

第二条 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一～二十 （略）

二十一 「認定基幹放送事業者」とは、第九十三条第一項の認定を受けた者をいう。

二十二 「特定地上基幹放送事業者」とは、**電波法の規定により自己の地上基幹放送の業務に用いる放送局（以下「特定地上基幹放送局」という。）の免許を受けた者**をいう。

二十三～三十四 （略）

（認定）

第九十三条 基幹放送の業務を行おうとする者は、次に掲げる要件のいずれにも該当することについて、**総務大臣の認定**を受けなければならない。

一～七

2～5 （略）

（特定地上基幹放送事業者の特例）

第二百五条の二 **第九十三条第一項の規定にかかわらず、特定地上基幹放送事業者は、同項の認定を受けないで、次に掲げる方法により、地上基幹放送の業務を行うことができる。**

一 特定地上基幹放送局を用いる方法

二 （略）

2～5 （略）

（一般放送の業務の登録）

第二百二十六条 一般放送の業務を行おうとする者は、**総務大臣の登録**を受けなければならない。ただし、有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送その他の一般放送の種類、一般放送の業務に用いられる電気通信設備の規模等からみて**受信者の利益及び放送の健全な発達に及ぼす影響が比較的少ないものとして総務省令で定める一般放送については、この限りでない。**

2・3 （略）

（一般放送の業務の届出）

第一百三十三条 一般放送の業務を行おうとする者（第二百二十六条第一項の**登録を受けるべき者を除く。**）は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣（…中略…）に**届け出なければならない。**

一～五 （略）

2 （略）

放送の種類ごとの主な規律内容の比較

放送の種類		規律内容				
		参入			業務	
			マスメディア 集中排除原則	外資規制	設備維持	重大事故報告
基幹放送	ハード・ソフト一致	免許	○	○	○	○
	ハード・ソフト分離	認定	○	○	○	○
一般放送	一定規模以上 (登録が必要となるもの)	登録	×	×	○	○
	一定規模未満 (届出が必要となるもの)	届出	×	×	×	×

放送法 第1条（目的）

放送が健全な民主主義の発達に
資するようにすること

放送が国民に最大限に普及されて、
その効用をもたらすことを保障すること

放送法 第91条（基幹放送普及計画）

基幹放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、
基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにする

一の者が保有することができる放送局の数を制限することにより、
多元性、多様性、地域性の三原則を実現

放送法 第93条第1項

基幹放送の業務の認定基準としてマスメディア集中排除原則の基本的な部分を法定

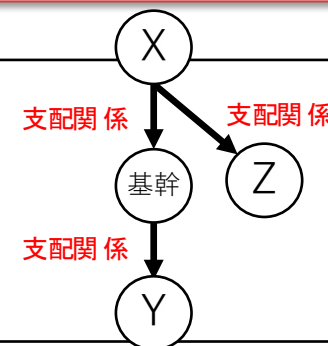
<認定基準のうちマスメディア集中排除原則の部分>（放送法第93条第1項第5号）

基幹放送業務を行おうとする者が、次のいずれにも該当しないこと。

イ 基幹放送事業者

ロ イに掲げる者に対して『支配関係』を有する者（X）

ハ イ又はロに掲げる者がある者に対して『支配関係』を有する場合におけるその者（Y・Z）



（定義）

第二条 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一～三十三 （略）

三十四 「支配関係」とは、次のいずれかに該当する関係をいう。

- イ 一の者及び当該一の者の子会社（第百五十八条第一項に規定する子会社をいう。）その他当該一の者と総務省令で定める特別の関係にある者が有する法人又は団体の**議決権の数**の当該法人又は団体の議決権の総数に占める割合が十分の一以上三分の一以下の範囲内で総務省令で定める割合を超える場合における当該一の者と当該法人又は団体の関係
- ロ 一の法人又は団体の**特定役員**で他の法人又は団体の特定役員の地位を兼ねる者の数の当該他の法人又は団体の特定役員の総数に占める割合が五分の一以上三分の一以下の範囲内で総務省令で定める割合を超える場合における当該一の法人又は団体と当該他の法人又は団体との関係
- ハ イ及びロに掲げるもののほか、一の者が株式の所有、役員の兼任その他の事由を通じて法人又は団体の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして総務省令で定める場合における当該一の者と当該法人又は団体の関係

（認定）

第九十三条 基幹放送の業務を行おうとする者は、次に掲げる要件のいずれにも該当することについて、**総務大臣の認定**を受けなければならない。

一～四 （略）

五 当該業務を行おうとする者が**次のいずれにも該当しないこと**。ただし、当該業務に係る放送の種類、放送対象地域その他の事項に照らして基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によつて享有されることが妨げられないと認められる場合として**総務省令で定める場合は、この限りでない**。

イ **基幹放送事業者**

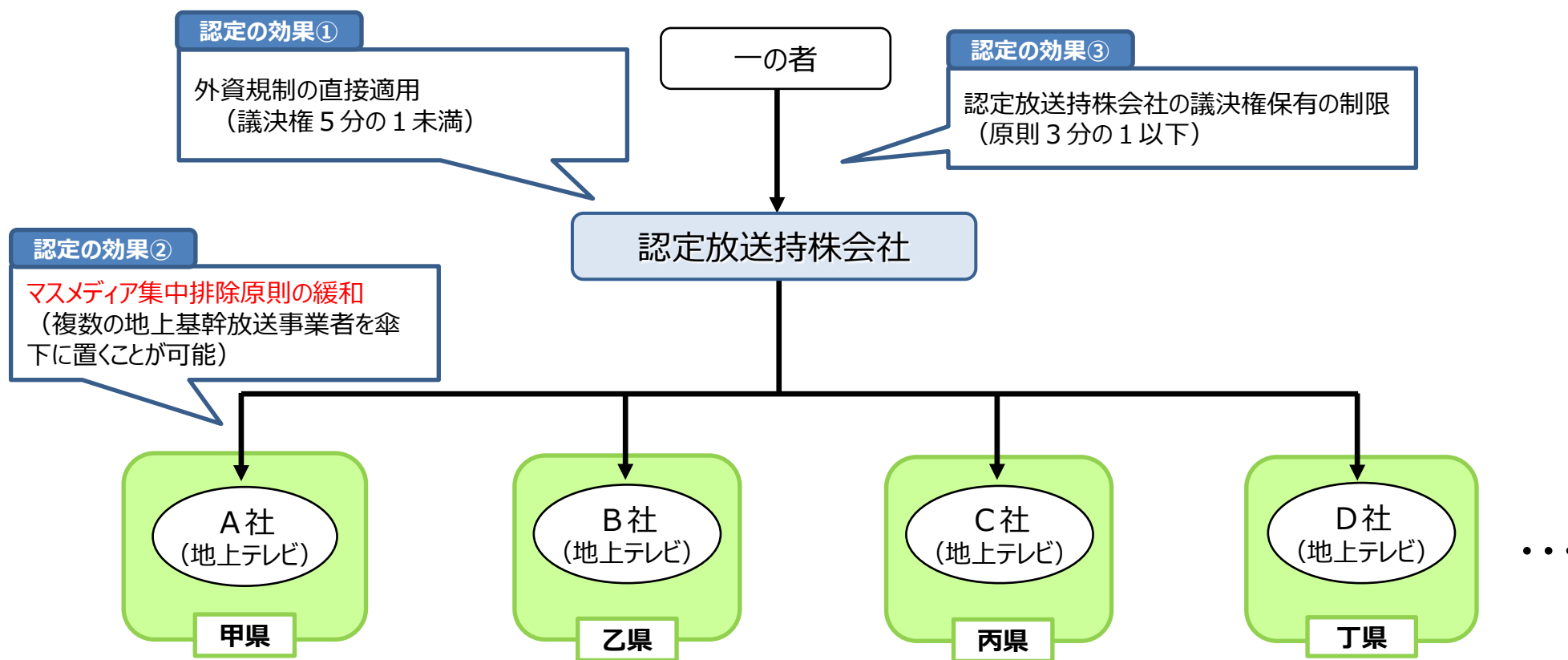
ロ **イに掲げる者に対して支配関係を有する者**

ハ **イ又はロに掲げる者がある者に対して支配関係を有する場合におけるその者**

六・七 （略）

2～5 （略）

- 認定放送持株会社制度は、総務大臣の認定を受けることにより、基幹放送事業について、持株会社によるグループ経営を可能とする制度。
- 認定放送持株会社制度を活用する場合は、特例として、複数の基幹放送事業者を「関係会社」(子会社その他の支配関係を有する会社)として傘下に置くことが可能。



※地上基幹放送のほか、BS放送を行う基幹放送事業者等を傘下に置くことも可能

趣 旨

- 基幹放送事業者等に対する外資規制は、
 - ①放送が用いる電波の周波数は有限希少であり、その利用に当たっては自国民を優先させるべきであること、
 - ②放送は、言論・報道機関としての大きな社会的影響力を有すること、
 を踏まえて、外国性を制限している。

外資規制等の概要

- ①外資規制…外国人や外国法人等による5分の1以上の議決権保有を制限
(地上基幹放送は間接外資規制あり)
- ②役員規制…外国人等の特定役員への就任を禁止
- ③参入規制…外国人や外国法人等は基幹放送事業者の免許・認定を取得できない

対 象		外資規制	根拠規定
地上放送	ソフト	直接・間接による議決権保有を1/5未満に制限	放送法第93条第1項
	ハード	直接・間接による議決権保有を1/5未満に制限	電波法第5条第4項
	ソフト+ハード	直接・間接による議決権保有を1/5未満に制限	電波法第5条第4項
衛星放送	ソフト	直接による議決権保有を1/5未満に制限	放送法第93条第1項
	ハード	直接による議決権保有を1/3未満に制限	電波法第5条第1項

（認定）

第九十三条 基幹放送の業務を行おうとする者は、次に掲げる要件のいずれにも該当することについて、総務大臣の認定を受けなければならない。

一～六 （略）

七 当該業務を行おうとする者が次のイからルまで（…中略…）のいずれにも該当しないこと。

イ 日本の国籍を有しない人

ロ 外国政府又はその代表者

ハ 外国の法人又は団体

ニ 法人又は団体であつて、イからハまでに掲げる者が特定役員であるもの又はこれらの者がその議決権の五分の一以上を占めるもの

ホ 法人又は団体であつて、（１）に掲げる者により直接に占められる議決権の割合（（２）及び次項第十一号において「外国人等直接保有議決権割合」という。）とこれらの者により（２）に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合（…中略…）とを合計した割合が五分の一以上であるもの（二に該当する場合を除く。）

（１） イからハまでに掲げる者

（２） 外国人等直接保有議決権割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体

ヘ～ル （略）

2～5 （略）

2. 「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」 取りまとめを踏まえたその後の対応状況

「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」の検討経過

33

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会 座長：三友仁志教授

(第1期) (R3.11～R4.8)

※ R4.8取りまとめ

- ① 放送ネットワークインフラのコスト低減
(共同利用型モデル、BB代替、マスタークラウド化)
- ② 放送コンテンツのインターネット配信
(NHKのネット配信業務、放送コンテンツの価値の浸透 等)
- ③ 経営基盤の強化
(マス排見直し、複数地域の放送番組同一化)

(第2期) (R4.11～R5.10)

※ R5.10取りまとめ

- ① 衛星放送・ケーブルテレビ
→インフラコストの削減について衛星放送WGで議論
- ② 放送用の周波数の有効利用 (放送大学の地上放送跡地)
- ③ 放送の真実性・信頼性の確保 (訂正放送)
- ④ 民放の情報開示の在り方 (コーポレートガバナンス)
- ⑤ その他 (AM局のFM転換 等)

(第3期) (R6.3～R6.12)

※ R6.12取りまとめ

- ① 放送の将来像 (放送の価値、放送概念 等)
- ② BB代替 (制度的検討)
- ③ AM放送 (AM局運用休止、FM転換 等)
- ④ 継続的な検討課題

(第4期) (R7.4～)

※ R8.5取りまとめ

- ① 地域における放送事業者の経営基盤と地域情報の確保
- ② 放送番組のインターネット配信の在り方
- ③ インターネットを含めた情報空間全体における放送の在り方
- ④ 今後の検討課題

BB代替作業チーム 主査:伊東晋名誉教授 (R4.2～)

※ 過去の取りまとめ

- ・ 1次: R4.8
- ・ 2次: R5.10
- ・ 3次: R6.12

公共放送WG 主査:三友仁志教授 (R4.9～)

※ 過去の取りまとめ

- ・ 1次: R5.10
- ・ 2次: R6.2
- ・ 3次: R6.12

日本放送協会のインターネット活用業務の競争評価に関する準備会合 (R5.11～)
⇒ R6.11「検証会議」に移行

コンテンツWG 主査:山本龍彦教授 (R4.12～)

※ 過去の取りまとめ

- ・ 1次: R5.10
- ・ 2次: R6.12

適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議 (座長: 舟田正之教授) (H30.10～)
・ 下請取引に関するガイドライン (適正な製作環境に関する改正を含む。)
⇒ R6.10 改訂版公表

衛星放送WG 主査:伊東晋名誉教授 (R5.11～)

※ 過去の取りまとめ

- ・ 1次: R6.12
- ・ 2次: R7.12

広域大規模災害を想定した放送サービスの維持・ 確保方策の充実・強化検討チーム 主査:三友仁志教授 (R7.2～)

※ 取りまとめ R7.9

放送・配信コンテンツ産業戦略検討チーム 主査:内山隆教授

(R7.3～)

※ 取りまとめ R7.8

	取組内容	その後の対応状況
第1次 令和4年8月	中継局の共同利用	➤ 法改正（令和5年法律第40号） ・ 全国協議会及び地域協議会の設置 ・ 共同利用会社（J-BN）の設立 ・ 共同利用型モデルの基本合意
	マスター設備の集約化、IP化、クラウド化	➤ 法改正（令和5年法律第40号） ※業務管理体制の確保 ● 省令改正 - 放送設備のIP化に係る技術基準 ・ クラウド化に係る技術実証を実施
	複数県での放送番組の同一化	➤ 法改正（令和5年法律第40号） ● 告示 - 同一化が可能な地域として「全国」を指定
	マスメディア集中排除原則の緩和（異なる地域での複数局支配の制限緩和）	● 省令改正 - 隣接・非隣接を問わず異なる放送対象地域で地上テレビ放送を9つまで支配・兼営可能 - 認定放送持株会社については放送対象地域が重複しない地上放送を上限なく支配可能
第2次 令和5年10月	NHKのインターネット配信業務の必須業務化	➤ 法改正（令和6年法律第36号） ・ 番組関連情報に係る業務規程の競争評価を実施 ・ 2025年10月1日からNHK ONEサービス開始
	マスメディア集中排除原則の緩和（認定放送持株会社による衛星放送保有の制限緩和）	● 省令改正 - 認定放送持株会社についても衛星放送のトランスポンダを4つまで使用可能
第3次 令和6年12月	小規模中継局等のブロードバンド等による代替	➤ 法改正（令和7年法律27号） - やむを得ず中継局を廃止する際の視聴継続措置
第4次 令和8年5月	マスメディア集中排除原則の緩和（同一地域内でのテレビ複数局支配の制限緩和）	● 省令改正（予定） - 地上テレビ放送について、同一放送対象地域の複数局兼営・支配可能
	基幹放送普及計画のアップデート	● 告示改正（予定） - 実態に即した放送系の数の目標の修正 等

2019 ● 放送法の一部を改正する法律（令和元年法律第23号）

- ①NHKのインターネット活用業務の対象の拡大 ※放送番組の常時同時配信
- ②NHKグループの適正な経営を確保するための制度の充実
- ③衛星基幹放送の業務の認定要件の追加

2021 ● デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会 検討開始

2022 ● 電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和4年法律第63号）

- ①情報通信分野の外資規制の見直し
- ②NHKの還元目的積立金
- ③NHKの関連事業持株会社への出資
- ④NHKの受信契約の締結義務の履行遅滞に係る割増金
- ⑤他の放送事業者等による責務の遂行に対するNHKの協力
- ⑥基幹放送事業者の基幹放送の業務等の休止又は廃止の公表

● デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第1次）

2023 ● 放送法及び電波法の一部を改正する法律（令和5年法律第40号）

- ①複数の特定地上基幹放送事業者による **中継局の共同利用**
- ②基幹放送事業者等の業務管理体制の確保
- ③複数の放送対象地域における放送番組の同一化

● デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第2次）

2024 ● 放送法の一部を改正する法律（令和6年法律第36号）

- ① **NHKの放送番組等の配信に係る業務の必須業務化**
- ②民間放送事業者等が行う放送の **難視聴解消措置に対するNHKの協力義務**の強化

● デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第3次）

2025 ● 電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和7年法律27号）

地上波の基幹放送事業者が **中継局を廃止する際の規律**の整備

2026 ● デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第4次）

現状と課題

1. 中継局の共同利用について

- 現状、全ての地上テレビ局が、ソフト（放送番組の制作・送出）とともに、**ハード（親局・中継局）を自ら構築し、保有・運用・維持管理**。
- 中継局の更新を控え、費用対効果の低い中継局の全てを個社で保有し続けることは限界。

2. 放送設備の外部利用への対応について

- 現状では、マスター設備（番組送出設備）や中継局などの放送設備の多くを、地上テレビ局が自ら設置。
- 今後、クラウド化など**外部利用が進んでいくことが予想**される。（特にマスター設備などの更新は大きな負担）

3. 放送番組の同一化について

- **現行放送法では、放送対象地域ごとに放送番組が異なるものとされており**、現在の地上テレビ局は、同一化は認められていない。
- 将来的に更なる固定的費用の抑制が求められるなか、個々の地上テレビ局単独での対応には限界。
- **今後の経営形態の合理化に資するよう、放送番組の同一化が必要**。

改正の概要

- 将来的な経営形態の合理化も見据え、現在の地上テレビ局が、中継局の保有・運用・維持管理を担う**ハード事業者（共同利用会社）の利用**を可能とする。（NHKと民放の連携も想定）
- NHKが、自らの設備だけでなく、子会社であるハード会社の設備を用いることを可能とする。

- **外部利用の際の監督規定の新設**を行う。
- 具体的には、外部利用を含む業務管理体制の適合維持義務を課し、その履行を担保する制度とする。

- 放送対象地域自体は変更せず、希望する地上テレビ局が、総務大臣の認定を受けることにより、複数の放送対象地域において**放送番組を同一化できる制度**を創設する。（例えば、同系列の隣県で同一化）
- 認定の要件として、同一化が可能な放送対象地域の数の上限や、**地域情報発信を確保するための仕組み**を講じることを求める。

NHKの放送番組をテレビ等の放送の受信設備を設置しない者に対しても継続的かつ安定的に提供するため、インターネットを通じて放送番組等の配信を行う業務をNHKの必須業務とするとともに、民間放送事業者が行う放送の難視聴解消措置に対するNHKの協力義務を強化する等の措置を講ずる。

1. NHKの放送番組等の配信に係る業務の必須業務化

施行日：令和7年10月1日

（1）必須業務の範囲

NHKの放送番組を放送の受信設備を設置しない者に対しても継続的かつ安定的に提供するため、原則として全ての放送番組について、下記①及び②をNHKの必須業務とするとともに、NHKの放送番組の内容がその視聴の環境に適した形態で提供されることに対する公衆の要望等を満たすため、放送番組の全部又は一部について、下記③をNHKの必須業務とする。

- ①同時配信を行うこと
- ②見逃し配信を行うこと
- ③番組関連情報※の配信を行うこと

※ 放送番組と密接な関連を有する情報であって、放送番組の編集上必要な資料によるもの

（2）番組関連情報の配信

NHKが番組関連情報の配信を行う業務を自らの判断と責任において適正に遂行するため、NHKに対して下記①～③に適合する業務規程の策定、公表等を義務付けるとともに、その実施状況を定期的に評価すること等を義務付ける。

- ①公衆の要望を満たすもの
- ②公衆の生命又は身体の安全を確保するもの
- ③民間放送事業者等が行うネット配信等との公正な競争の確保に支障を生じないもの

（3）受信契約

受信料の公平負担を確保するため、テレビ等の放送の受信設備を設置した者と同等の受信環境にある者として、NHKが必須業務として行う放送番組等の配信の受信を開始した者をNHKとの受信契約の締結義務の対象とする。

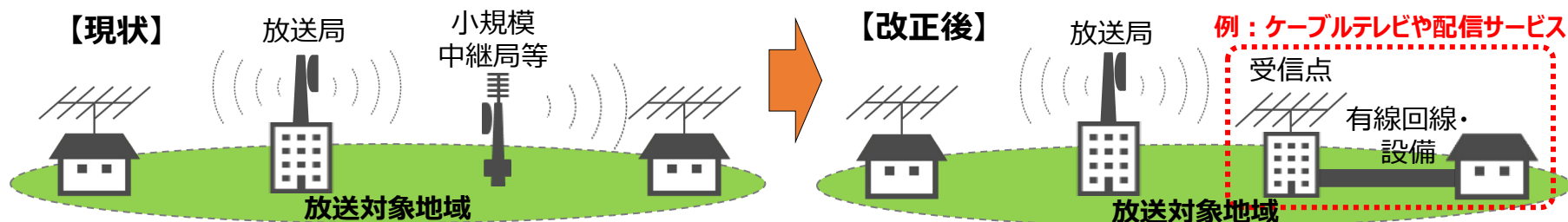
2. 民間放送事業者が行う放送の難視聴解消措置に対するNHKの協力義務の強化

施行日：令和6年8月15日

NHKによる放送全体の発展に貢献するプラットフォームとしての役割を果たす観点から、NHKに対し、民間放送事業者から中継局の共同利用等の難視聴解消措置についてNHKとの協力に関する協議の求めがあった場合に当該協議に応じることを義務付ける。

中継局を廃止する際の受信者保護規律の整備（放送法）

- 地上波の基幹放送事業者が中継局を廃止する際には、放送番組を引き続き視聴できるようにするための措置（例：ケーブルテレビや配信サービス）を講じる努力義務を課す。
- 上記の措置を講じようとするときは、当該措置の内容を公表する義務を課す。



電波利用料制度の見直し（電波法）

- 電波が逼迫している現状や令和6年能登半島地震での課題等に対応するため、使途の見直しを実施。
- 例えば、特定周波数変更対策業務（周波数割当計画等の変更に伴って周波数を変更する場合に行われる無線設備の変更工事に要する費用について給付金の支給等を行う業務）の対象に周波数を共同利用する場合を加えるとともに、無線設備の代替有線設備（無線設備の機能を有線通信により代替する設備）への変更工事に要する費用への給付金の支給等を可能とする。

（想定例）放送の中継局を廃止して有線設備に代替する場合等

※その他、無線局の免許状等のデジタル化等

放送ネットワーク効率化「共同利用型モデル」の概要

NHK

- 還元目的積立金600億円を原資として、

① 共同利用会社(J-BN)による全国約480局のミニサテ共同利用事業

② 放送ネットワークインフラの整備基金を設立し、放送事業者の中継局共同整備に助成する事業

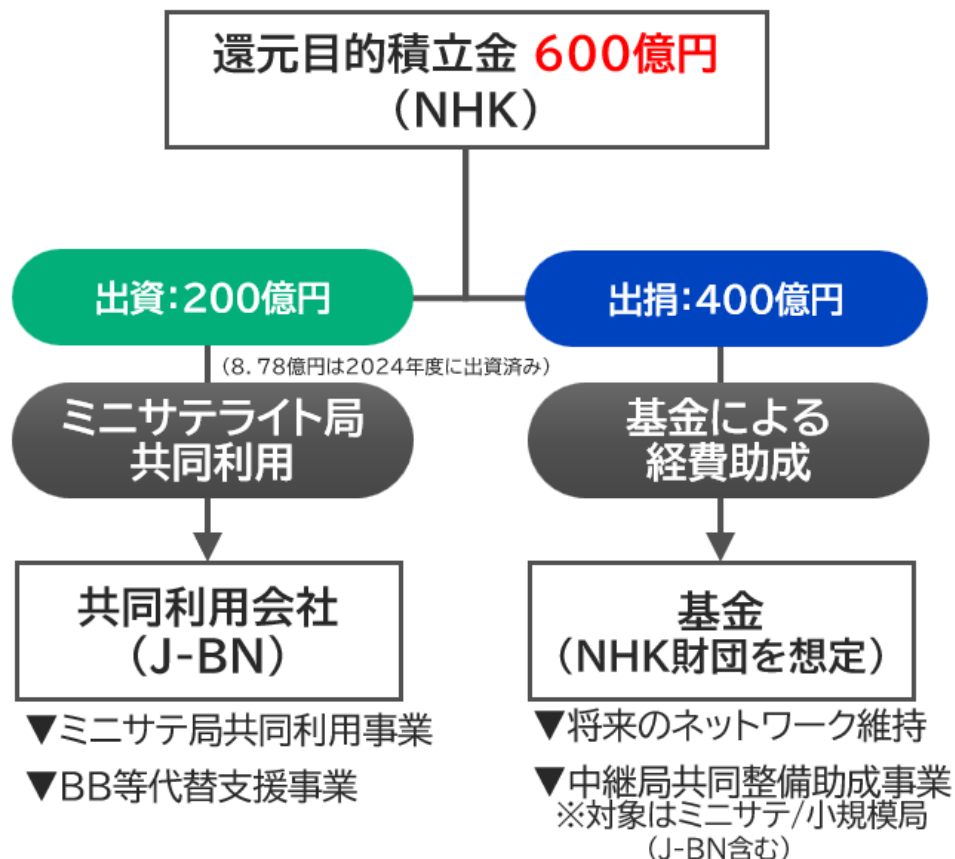
を行うことで、放送ネットワーク共同利用の促進と効率的な維持管理を実現する。

- J-BNによるミニサテ共同利用事業と基金による中継局更新経費助成事業との相乗効果・相互補完で、放送ネットワークの維持・高度化を図る。

- これまで検討してきた仕様の共通化や一括調達、人材確保施策等は、最大限活用する。

※ なお、還元目的積立金600億円等を盛り込んだNHK令和8年度収支予算、事業計画及び資金計画は国会において、3月末に承認された。

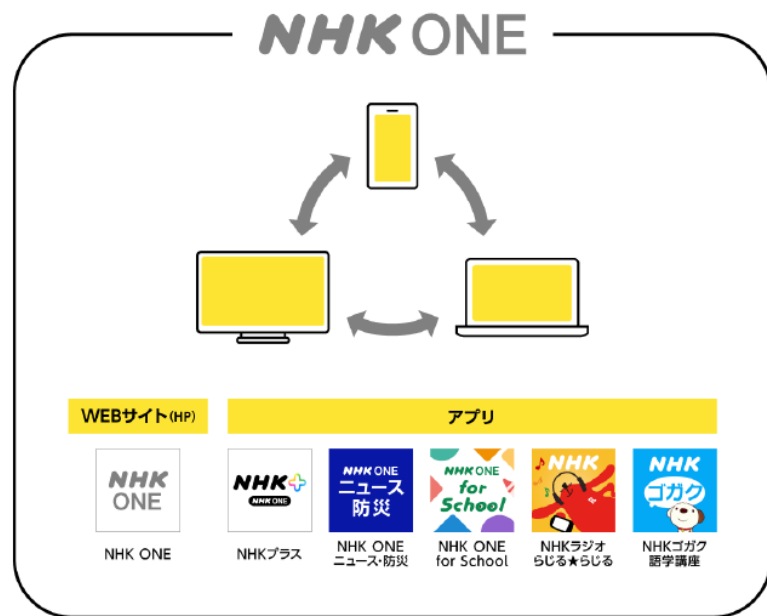
<還元目的積立金の配分イメージ>



10月1日から「NHK ONE」サービス開始

NHK

「NHKの番組や情報をひとつにまとめ、現代を生きる、おひとりおひとりにお届けし、毎日の暮らしに欠かせない存在になりたい」—こうした思いをサービス名に込めました。信頼できる情報や豊かなコンテンツをこれまで以上に充実させてお届けしていきます。



「国際放送 NHKワールドJAPAN」について

「NHKワールドJAPAN」はテレビ、ラジオ、インターネットを通じて、世界に向けて多言語で情報を発信しているほか、アプリではスマートフォン向けに「NHK WORLD-JAPAN」を展開しています。NHKの国際放送は「NHK ONE」のサービスには含まれません。これまで通りご利用いただけます。

WEBSITEで

NHK総合テレビ、Eテレ、ラジオ番組の同時配信や、1週間の見逃し・聴き逃し配信、ニュースの記事や動画などの各種サービスを統合！インターネットを通じて、いつでもどこでもご利用になります。

ネット対応テレビ向けアプリで

テレビ放送の見逃し配信に加え、いままでご利用いただけなかった同時配信がお楽しみいただけます。また、スマホアプリと連動し、スマホで見ていたドラマの続きをテレビアプリで視聴する、などの楽しみ方も可能となります。

スマホ・タブレット向けアプリで

「NHKプラス」「NHK ONE ニュース・防災」「NHK ONE for School」「らじる★らじる」「NHKゴガク」の5つのアプリを提供していきます。一部アプリは、新サービス開始に合わせてリニューアル・パワーアップします。

(参考) マスメディア集中排除原則の主な緩和例

41

- 昭和32年の民間テレビ一斉予備免許の際にマスメディア集中排除原則を条件として設定。
※複数の放送局の開設、一定割合を超える議決権のある資本の所有、一定割合を超える役員兼任、常勤の役員又は主要職員の兼任等を禁止
- 昭和34年にはマスメディア集中排除原則を省令として制度化。新規開設の放送局について、一の者が所有・経営支配できる放送局を1局に限定。※支配関係の基準：①議決権の総数の1/10超の所有、②1/5超の役員兼任、③代表権を有する役員又は常勤の役員兼任
- 平成22年の放送法改正（翌年施行）によってマスメディア集中排除原則の基本的な部分を法定。

主な緩和例

平成7年	・放送対象地域が重複しない場合の支配関係の基準を緩和（議決権の1/10超→1/5以上）
平成16年	・隣接特例、連続放送対象地域特例、経営困難特例を創設 ①隣接特例：隣接している放送対象地域の数が7地域以内の連携の場合、支配関係の基準を緩和（議決権の1/5以上→1/3以上） ②連続放送対象地域特例：放送対象地域のすべてがそのうちのいずれか一つの放送対象地域に隣接している場合等において、議決権の保有制限、役員兼任制限の規定を適用除外 ③経営困難特例：経営困難時の特例措置として議決権保有制限、役員兼任制限を適用除外
平成20年	・FM放送とテレビ放送の兼営特例を創設 ・認定放送持株会社制度を創設 ※認定放送持株会社の子会社である地上放送事業者の放送対象地域の数合計が12以下であれば子会社は放送局を開設可能
平成23年	・ラジオに係る適用除外を拡大 ①放送対象地域の重複を問わず、ラジオ4局（コミュニティ放送を除く。）までは適用除外 ②従来の兼営特例を拡大し、放送対象地域の重複を問わず、テレビ1局・ラジオ4局（コミュニティ放送は1局）までは適用除外 ・放送対象地域が重複しない場合の支配関係の基準を緩和（議決権の1/5以上→33.3333/100超）
令和5年	・認定放送持株会社傘下の地上基幹放送事業者の地域制限（12都道府県まで）を撤廃 ・放送対象地域の隣接・非隣接にかかわらず、テレビ、ラジオについて、それぞれ9局（コミュニティ放送の場合は放送対象地域が9都道府県分）までの兼営・支配を可能とする特例を創設 ※同一放送対象地域内ではテレビ1局、ラジオ4局（コミュニティ放送は1局）までが適用除外
令和6年	・認定放送持株会社制度を利用していない衛星基幹放送事業者と同程度まで、認定放送持株会社の関係会社のトランスポンダ数の上限を緩和（0.5→4トランスポンダ）
令和8年	・（ローカル局の経営基盤を強化する観点から、経営の選択肢の拡大のため、）テレビについて、同一放送対象地域内における複数局の兼営・支配を可能とする改正を今後行う予定

1-1 情報空間の多様化への対応と放送の価値・役割(第1次)

- ・ 若者を中心としたテレビ離れが進む一方、放送が情報空間全体におけるインフォメーションヘルスの確保の点で、むしろデジタル時代においてこそ、放送の価値・役割への期待が高まっているという認識については賛同。
- ・ 災害報道や選挙報道等、地域における情報発信の担い手として、地域に根差したローカル局の役割を評価すべき。

1-2 放送概念の見直し(第3次)

- ・ 放送コンテンツの視聴環境の変化等に即して放送を再定義することの重要性については賛同。
- ・ 放送事業に極めて大きな影響を及ぼす可能性があることから、検討に当たっては、地域性や各社事情を十分に考慮しつつ、丁寧かつ精緻な議論を継続していくことが重要。

2-1 放送分野の規制緩和(マスメディア集中排除原則等)(第1次、第2次)

- ・ マスメディア集中排除原則等の規制緩和については、経営の選択肢を広げるものとして賛同。
- ・ 義務として強制的な制度となることは懸念。また、放送の多元性・多様性・地域性の確保に留意すべき。

2-2 インターネット配信の拡大(第1次)

- ・ 放送コンテンツの価値をインターネット空間に浸透させていく重要性については賛同。
- ・ 特にローカル局においては事業性が課題であり、取組を後押しする方策(例:権利処理の円滑化)に期待。
- ・ 放送コンテンツの流通に対する過度な規制につながりかねないことは懸念。インターネット配信は各事業者の経営判断に基づいて行われるものであり、自由な事業活動が担保されることが重要。

2-3 プロモンス(第1次～第3次)

- ・ 放送が果たしてきた役割をインターネット空間でも継続していくために重要。
- ・ 放送コンテンツの内容や流通手段等に対する過度な規制・介入につながらないようにすべき。
- ・ 地域における知る権利の充足といった観点から、地域情報を埋もれさせないようにすることも重要。

2-4 視聴データの利活用(第2次、第3次)

- ・ 視聴者のプライバシー保護に留意したうえで、視聴データの利活用が拡大される方向で検討が進むことに期待。

3-1 放送インフラの維持(第1次、第3次)

- ・ 経済合理性の観点から、将来に渡ってあまねくインフラを維持していくことについては困難であり、放送ネットワークインフラのコスト削減が必要。
- ・ 共同利用型モデルについても、経済合理性が見込めることを前提として、経営の選択肢の一つとして賛同。

3-2 衛星事業の在り方(第2次)

- ・ 取り巻く環境が変化する中で、衛星放送業界全体に対する規律の在り方そのものの見直しの検討が必要。
- ・ 地上放送ネットワークの代替としての衛星活用策は有効な選択肢たり得るのではないか。

4-1 公共放送(NHK)の在り方・民放との協力体制(第1次、第2次、公共放送WG第1次～第3次)

- ・ 「受信料・業務・ガバナンス」の三位一体改革を引き続き推進していくことが重要。
- ・ 放送業界全体として大きな変革期にある中で、NHKも含めた各社間の協調領域と競争領域の見極めがより重要。
- ・ 信頼性の高い情報をより多くの国民に届けるため、競争だけでなく連携・協力する領域を拡大していくことが必要。

4-2 NHKのインターネット配信(第1次、第2次、公共放送WG第1次～第3次)

- ・ 受信料財源で運営される特殊法人であるNHKによるインターネット配信業務が拡大することで、民間事業者との競争環境への影響、メディアの多元性を損なう可能性があるため、慎重な制度設計が必要。